

1. 関連意匠制度改正の概要

(1) 令和元年関連意匠制度改正の概要

ア 関連意匠制度改正の趣旨

経産省報告書「デザイン経営宣言」（平成30年5月）では、「デザインの生み出す付加価値に注目し、これをイノベーションやブランド構築の源泉として活用できるよう、政府が意匠制度を拡充し、我が国企業のデザイン戦略を後押しすることが必要である」との提言があり、その後、「新技術を活用したイノベーションの促進及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度の在り方について検討していくこと」が閣議決定され、令和元年意匠法の一部改正があった¹。関連意匠制度の改正もその一つである。

平成10年一部改正で導入された関連意匠制度は、それ以前の類似意匠制度における類似意匠権の不明確さを修正し、関連意匠は本意匠と「同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能」とした²。また、平成10年改正では本意匠と同日出願のみ関連意匠が認められていたが、「追加的にバリエーションを開発する」創作実態や「本意匠出願時に準備することは困難であるとの指摘」を受け、平成18年一部改正により、本意匠の意匠公報の発行日前に改められた³。さらに、「一貫したデザイン・コンセプトを用いることで独自の世界観を築（く）」傾向が加速し、「長期的な市場動向等に応じて製品デザインを保護することができないとの指摘」を受け⁴、今回の改正があった。関連意匠に係る主な改正は、「①関連意匠のみに類似する意匠の登録可能化、②関連意匠の出願可能な期間の延長、③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化」⁵である⁶。

¹ 特許庁『令和元年改正の解説』（以下『解説』）2頁。なお、特許庁編『工業所有権法逐条解説〔21版〕』（令和2年2月）（以下『逐条21版』）では、意匠法1条目的の解説に変更はない。

² 前掲『逐条21版』1250頁。

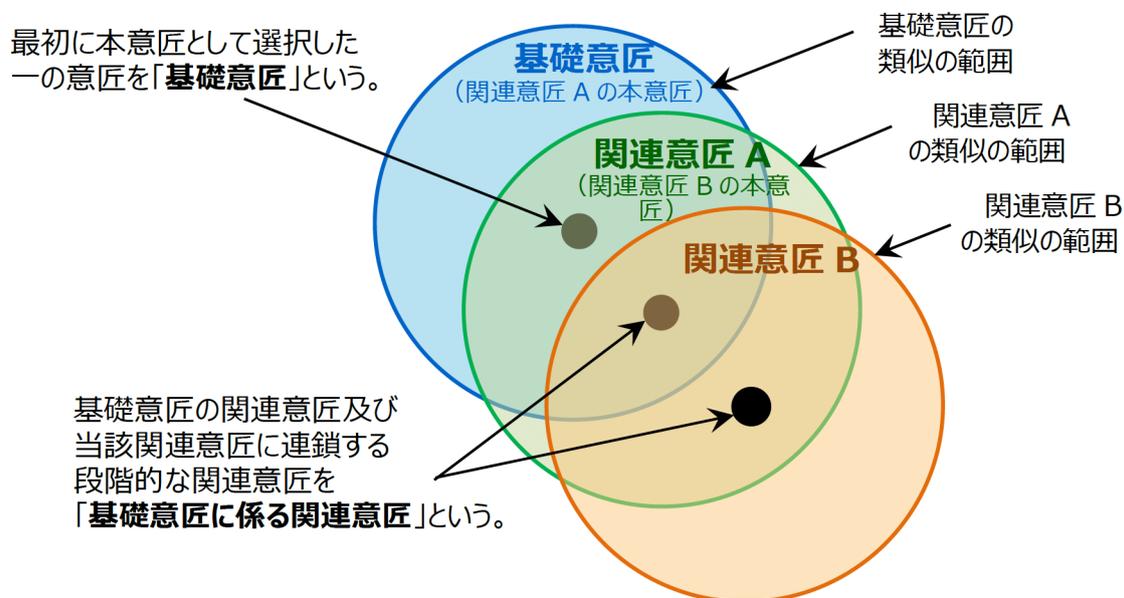
³ 前掲『解説』107頁、同旨前掲『逐条21版』1251頁。

⁴ 前掲『逐条21版』1251頁、同旨前掲『解説』107頁、なお『解説』107頁は、「一貫したデザインコンセプトによるブランド構築を支援するため」とも述べる。下村圭子「令和元年の意匠法改正と意匠審査基準の改定の概要」（AIPP（2020）Vol.65 No.4, I2頁）14頁は、関連意匠につき、「長期にわたり、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とするため」とのみ述べる。

⁵ 下村前掲「令和元年の意匠法改正と意匠審査基準の改定の概要」14頁。

⁶ 平成10年改正前の類似意匠制度も、モデル・チェンジ等のデザインを保護するための制度であり、明治32年意匠法から、新規性の例外として、「自己の登録意匠と類似する」意匠の登録制度があった（特許庁意匠課『意匠制度120年の歩み』（特許庁HP2009）569頁）。なお、類似意匠の意匠権の効力については拡張、確認の争いがあったが、田村善之『知的財産法（初版）』（有斐閣1999）315頁は、「類似意匠登録の保護範囲は、通常在意匠登録を同様、類似意匠に類似する範囲にまで及ぶ（拡張

『意匠審査基準』（令和2年3月，以下『基準』）（V部関連意匠）2頁は，下記の図により語句の説明をする。



イ 改正条文の概要

(ア) 関連意匠の登録可能な出願期間（意10条1項）

「本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前」まで関連意匠の出願ができる（本意匠出願後10年間）⁷。なお，本意匠の権利消滅によって「パブリック・ドメインとなった」部分を復活させないため⁸，関連意匠の設定登録時に本意匠の意匠権が存続していることが必要である。また，設定登録時において同一人であることを要する⁹。

説）…制度として位置づけるべきであつたらう。」と述べる（同（第5版）378-379頁）。

⁷ 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」（平成31年2月，以下「報告書」）7頁は，10年間の期間については「企業のニーズ等も踏まえつつ」と述べるに留まる。青木大也「意匠法改正をめぐる諸問題（1）」知的財産法政策学研究 Vol.55（2020，以下青木「諸問題」）232頁参照。また，青木「諸問題」237頁は，期間は「理論的な制限ではなく，政策的な制限に過ぎ」と指摘する。旧類似意匠制度では本意匠権が存続していれば類似意匠登録ができた。

⁸ 前掲『解説』109頁，『逐条21版』1251頁。

⁹ 『基準』V部3頁。

(イ) 関連意匠の登録における新規性要件及び創作非容易性要件の適用除外 (意10条2項)

関連意匠の出願時に、本意匠が意匠公報発行や自己実施などにより公知となっても、関連意匠の出願が拒絶されないように、関連意匠についての同項及び同条第2項の適用について、適用除外を設けた¹⁰（基礎意匠に係る関連意匠については、8項に規定した。）。

(ウ) 関連意匠の登録における意匠法第3条の2の適用除外（意10条3項）

関連意匠が自己の秘密意匠出願の一部と類似する場合、同一人についての意匠法3条の2の「適用除外を意匠公報発行から秘密解除まで延長」するため、本項に意匠法3条の2ただし書の「読替規定」を設けた¹¹。条文上は、本意匠と「自己の秘密意匠出願の一部」との類似性を問わないことになっていることから、その一部が本意匠と非類似である「自己の秘密意匠出願」についても意匠法第3条の2の適用除外を受けることができる¹²。

しかし、本項の本来的な趣旨は、本意匠と「自己の秘密意匠出願の一部」が同一・類似する場合であっても、意匠法10条1項と2項の規定だけでは、本意匠と「自己の秘密意匠出願の一部」の両者に類似する関連意匠が、「先の意匠公報発行から秘密解除までの期間に関連意匠が出願された場合は、三条の二ただし書が適用されないため、当該関連意匠出願が三条の二の規定により拒絶されることとなる。これを避けるため」である¹³。したがって、本来の趣旨が拡大され過ぎているとの指摘がある¹⁴。

¹⁰ 前掲『逐条21版』1252頁。青木前掲「諸問題」235頁は、「新たに新規性喪失の例外としての側面も有することとなった」と指摘する。なお、大正10年法以前も「自己の登録意匠のみに類似するものは之を新規なるものと看做す」

（大正10年法3条2項）等と規定し、類似意匠を新規性喪失の例外としていた。現行昭和34年法の類似意匠制度は意匠法9条の例外とされるが、本意匠の公報発行や実施後も類似意匠の登録が可能であり、明文規定はなかったが、新規性喪失の例外としての側面を有していた。

¹¹ 前掲『逐条21版』1252頁，同旨前掲『解説』113-114頁。

¹² 青木大也「意匠法改正—画像デザイン・空間デザインの保護拡充ほか—」年報知的財産法2019-2020（以下、青木「法改正」）9頁（注59）は、「このような優遇が同項の趣旨から認められるものであるかは明らかではなく、注意が必要である。」と述べる。

¹³ 『逐条21版』1252頁。

¹⁴ 青木「諸問題」241頁は、「本来、立法論としては、3項は上記の趣旨が及ぶ場面に限定して規定されるべきであったと考えられ、また解釈論としても、

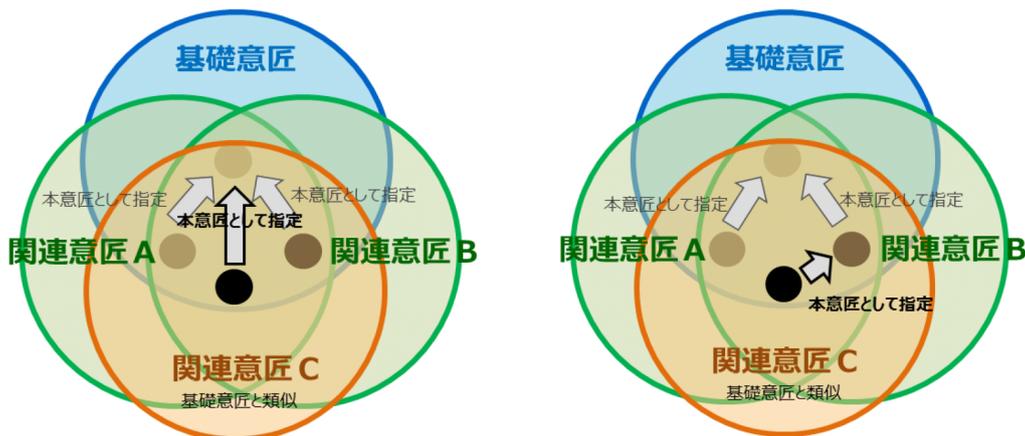
(エ) 関連意匠にのみ類似する意匠の登録（意10条4項，5項）

4項，5項は，「類似する意匠を連鎖的に保護すべきとの指摘があったことから」改正された¹⁵。

「関連意匠にのみ類似する意匠」については，「本意匠とは非類似であつて，関連意匠にのみ類似する意匠」との解説がある¹⁶。この解説によれば，本意匠（基礎意匠）に類似する意匠は，「関連意匠にのみ類似する意匠」には含まれない。しかし，『令和元年改正の解説』115頁は，「なお，第二関連意匠が，第一関連意匠にのみ類似する場合に加えて，第一関連意匠の本意匠とも類似する場合であっても，本項の規定の適用を受けることができる。」と述べる。これを踏まえて，『意匠審査基準』V部6頁には，「基礎意匠」と「関連意匠」の両者に類似する意匠は，いずれを本意匠としても良いことが，【事例2】【事例3】として図示されている¹⁷。

【事例2】以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない

【事例3】以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



なお，「関連意匠の登録可能な出願期間については，本意匠の出願から10年間とする」が，その理由は，「その直前のみなし本意匠の出願から10年間とし

同項については，あくまでその趣旨に沿う範囲で限定的に解釈されるべきではないかと考える。」と述べる。

¹⁵ 『逐条21版』1253頁。

¹⁶ 『逐条21版』1252頁

¹⁷ 7項・8項にも同様の問題（基礎意匠を含むか否かの問題）がある。7項・8項の9条・3条の適用除外の規定は，基礎意匠に係る関連意匠に関するものであるが，基礎意匠との除外規定ではないから，基礎意匠にも類似する意匠は，基礎意匠を本意匠としなければ，1項・2項の除外規定を受けられない。仮に，関連意匠を本意匠とすると，基礎意匠との先願・新規性関係（意9条・3条1項）が解消されず拒絶理由となる可能性がある。

てしまうと、関連意匠の連鎖によって一つの意匠群が永続的に保護されることとなり、不適切である。」とされている¹⁸。

(オ) 関連意匠についての専用実施権の設定（意10条6項）（条文移動）

(カ) 関連意匠相互の取扱い（意10条7項，8項）

基礎意匠に係る関連意匠が相互に類似するときであっても、当該関連意匠同士にも9条1項及び2項の規定が適用されない（意10条7項）¹⁹。また、基礎意匠に係る関連意匠について、同一・類似の自己の意匠による新規性及び創作非容易性の適用を除外する（意10条8項）²⁰。なお、基礎意匠との関係については説明がない。4項，5項の説明（本意匠は基礎意匠，関連意匠のいずれでもよいとの説明）から類推できるということであろうか²¹。

なお，8項括弧書は，「出願中の関連意匠のうち，放棄等によって最終的に登録されなかった意匠と同一又は類似の意匠については除外することが適切でなく，「また，意匠登録された関連意匠のうち，既に意匠権が消滅した関連意匠と同一又は類似の意匠についても除外してしまうと，一度パブリック・ドメインとなった意匠が復活することとなる。」との理由から，適用除外の対象から除く規定である²²。

出願中の意匠については意匠権復活の問題はなく，除く理由が不明であるが，『基準』V部（3.7.3）8頁-9頁（注1）では，「願書の「本意匠の表示」の欄に，基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が本意匠として記載されており，かつ，審査，審判又は再審において基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠とする関連意匠であるとの判断が通知されたものに限る。」との運用

¹⁸ 前掲『解説』115頁。

¹⁹ 前掲『逐条21版』1254頁，前掲『解説』119頁。

²⁰ 前掲『解説』120頁。

²¹ 前掲注17参照。青木「諸問題」233頁（注20）は，「本意匠（基礎意匠）Aと関連意匠B，及び，AにもBにも類似する，関連意匠Bを本意匠とする関連意匠Cがあったとすると，条文上，Aとの関係でCが9条の適用を受けない旨は明らかでない。」とし，「格規定の文言を整合的に理解しようとする，かなり難儀するよう見受けられる。」と述べる。しかし，仮に条文文言通りに解釈し，「基礎意匠」を除くとすると，8項においても「基礎意匠」に類似する「自己の意匠」について，括弧書きの除外規定が適用されないこととなり，パブリックドメインを復活させないとの制度趣旨に反することから，解釈として，7項・8項は，「基礎意匠」を含むと解釈するのが妥当であろう。明確化が望まれるところである。

²² 前掲『逐条21版』1254頁。同旨説明前掲『解説』120頁。

が示されており、実際上は本括弧書きの規定が適用される場面はほとんどないと思われる。

また、8項の条文上は、関連意匠についての規定であり、基礎意匠は除外されている。しかし、『基準』V部(3.7.3)9頁(注2)では、「基礎意匠」についても同様に扱う旨規定する。基礎意匠を除外することは実際上パブリック・ドメインを維持できないことになり問題であるから、制度の基本的趣旨を考慮すると妥当な解釈である。

「自己の意匠」については、「意匠公報や特許公報等の発行や、自己が製造、販売等した実施品によって公知となった自己の意匠を指す。」と説明されている²³。「自己の意匠」についての詳細な解釈は『意匠審査基準』に委ねられた。

ウ 関連する主な改正事項

(ア) 意匠法17条(拒絶の査定)

意匠法10条4項(関連意匠にのみ類似する意匠)を新たな拒絶理由として追加し、関連意匠の意匠登録の要件(意10条1項, 4項, 6項)を満たしていない場合が拒絶理由になる²⁴。

(イ) 意匠法48条(意匠登録無効審判)

意匠法10条1項と4項は、「本意匠と関連意匠が類似していないという理由で意匠登録を無効とするのは意匠権者にとって酷である」ことから無効にすべき理由からはずしている²⁵。

(ウ) 意匠法21条(存続期間)

基礎意匠に係る関連意匠全体について、「権利の重複部分に関して権利の実質的な延長が生じないようにするため、その意匠権の存続期間については、…基礎意匠の意匠登録出願の日から25年で終了」となる²⁶。

²³ 前掲『逐条21版』1254-1255頁。

²⁴ 前掲『逐条21版』1269頁。

²⁵ 前掲『逐条21版』1331頁。

²⁶ 前掲『解説』121頁。

(2) 令和2年3月改訂『意匠審査基準』の概要

『意匠審査基準』は、意匠法10条の規定をほぼそのまま述べており、運用解釈として問題となるのは、上記条文説明において記載した以外では、「自己の意匠」の基準である。

ア 「自己の意匠」（10条2項，8項）の解釈

(ア) 原則

「自己の意匠」についての原則として、自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権を有する意匠，又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。他人が意匠権を有する意匠，又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない。」と述べる²⁷。

問題は、他人に模倣された意匠の扱いであるが、①「自己の意匠」に基づき他人の創作が加えられていない意匠は、「自己の意匠」と認められよう²⁸。例えば、新規性喪失の例外に関する基準（『基準』Ⅲ部3章5頁）にあるような、「第三者の公開が「該当するに至った意匠」の公開に基づくことが明らかとなるとき」は、「自己の意匠」に該当するといえよう。また、意匠法4条1項に規定する「意に反して」公知となった意匠も「自己の意匠」に該当するといえよう。②しかし、「自己の意匠」に他人の創作が加わり、別の意匠（類似する意匠でも）になっている場合は、「自己の意匠」には該当しないと思われる²⁹。

(イ) 公知の時期

「自己の意匠」には、関連意匠に係る基礎意匠及び各関連意匠の出願時以降に公知となったもの、及び、「新規性喪失の例外の規定が適用されているもの」が含まれる³⁰。新規性喪失の例外の規定が適用されているものを「自己の

²⁷ 前掲『基準』Ⅴ部(3.7.1)7頁。前掲青木「諸問題」241頁は、条文上、「自己が創作したことや、意匠登録出願をしたこと、自己が公知にしたこと、自己が実施したこと等が要件となっていない」と述べる。

²⁸ 前掲青木「諸問題」243頁-244頁参照。

^{29,29} 前掲青木「諸問題」244頁は、「条文の文言上「自己の意匠」に類似する意匠が書かれていないうえ、実質的にも、「自己の意匠」に類似するとは言え、他人の創作が介入した結果異なる意匠となっている」と述べる。なお、旧類似意匠制度は、本意匠存続中はいつでも類似意匠の登録が可能であったが、本意匠以外の公知意匠や先願意匠にも類似するもの等（他の登録要件を満たさないもの）は登録できなかった（東京高判昭和59・9・17〔端子盤〕無体裁集16巻3号593頁，最判平成7・2・24〔天井埋込み灯〕民集49巻2号460頁参照）。

³⁰ 前掲『基準』Ⅴ部(3.7.4)9頁。

意匠」に含めることについては、条文上規定がなく、議論の余地があるが³¹、基準の運用が妥当と思われる。

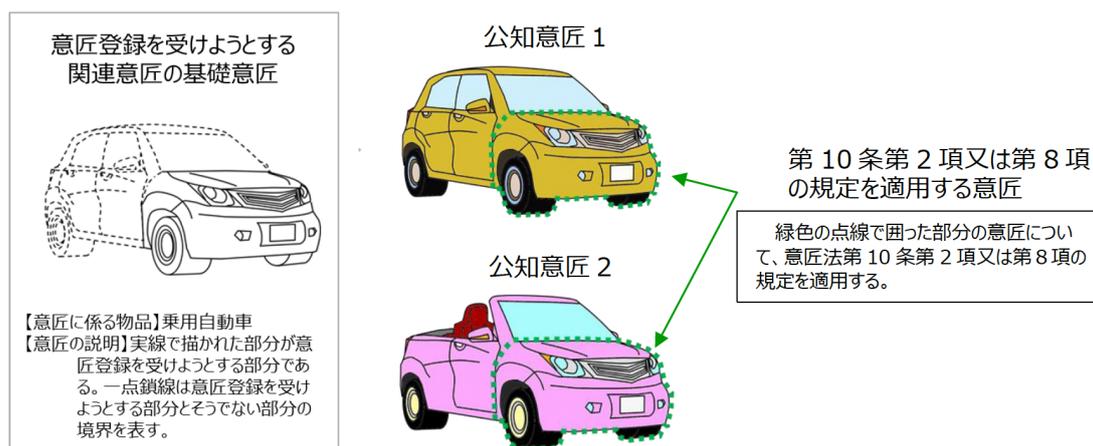
(ウ) 基準時と考慮事項

「自己の意匠」の判断は「公知意匠の公知時を基準」とする。また、その審査の考慮事項として、「a 出願人の標章が付された意匠」「b 共同出願の一人の実施意匠（他人が権利者である場合は除く）³²」「c 許諾実施意匠」「d 意匠権移転前の者の実施意匠」を挙げている³³。

(エ) 部分意匠の場合

基礎意匠や関連意匠が部分意匠（物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠）である場合、「自己の公知意匠における…相当する部分」を除外する³⁴。

【事例】物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の例



(オ) 他の創作が加えられている場合

「自己の意匠」に他の「創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識できる場合」、付加されたものを除いたものを「自己

³¹ 前掲青木「諸問題」247 頁参照。

³² 「意匠登録を受ける権利を共有している場合」（権利者 X・Y）に、「一部の者」（X）が公知にした意匠は、X・Y の「自己の意匠」に当たると解してよい。一方、「意匠登録を受ける権利を有する者」（権利者 X）以外の者を含む共有者（権利者 X・Y）が公知にした意匠は、X の「自己の意匠」には当たらない（青木前掲「諸問題」243 頁参照）。

³³ 前掲『基準』V 部（3.7.4）9 頁。

³⁴ 前掲『基準』V 部（3.7.5）10 頁。

の意匠」と認定する³⁵。なお、下図【事例2】の場合、基礎意匠「乗用自動車」（全体）と公知意匠の車体部分意匠（タイヤ及びフィンを除く）が同一・類似する必要がある³⁶。また、問題は、公知意匠「自動車」全体（他人創作のタイヤやフィンを含む）と関連意匠が類似する場合の扱いである。車体部分は自己の意匠として除外されても、他の創作が加わった公知意匠「自動車」全体は自己の意匠ではない。したがって、関連意匠が公知意匠「自動車」全体に類似する場合は、基礎意匠に類似していても拒絶されることになる。

【事例1】部品の全体意匠の場合の例



【事例2】完成品の全体意匠の場合の例



³⁵ 前掲『基準』V部(3.7.6)11頁。

³⁶ 前掲青木「諸問題」247頁は、「仮に「自己の意匠」を公知意匠の一部について把握できたとしても、それを本意匠と直接対比して、同一又は類似であると判断される必要がある。」と述べる。産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第16回意匠審査基準ワーキンググループ議事録25頁参照。